

## 奈良県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画駐車場整備地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局都市政策課において縦覧に供する。

令和八年六月十六日

奈良県知事 山下 真